



# 介護保険の 10月から新しい制度

## ①新しく始まる新予防給付

現在より身体の状態が悪化しないように、デイサービスなどに通い運動機能訓練を行ったり、ヘルパーと共に食事を作ったりして、要介護状態とならないように介護予防に取り組む制度です。

## ②新予防給付の対象者

要介護認定区分が見直され、10月以降に要支援1、要支援2という新しい区分に認定された方が、新予防給付の対象者となります。

9月までの認定区分		→	10月からの新認定区分	該当者のおよその目安	
要支援	介護給付	→	要支援1	新予防給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の要支援</li> <li>・要介護1のうち、特に介護予防のための支援が必要とされる方</li> </ul>
			要支援2		
要介護1		→	要介護1	従来の介護給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の要介護2から5の方</li> <li>・要介護1のうち、特に介護が必要とされる方</li> </ul>
		→	要介護2		
要介護2		→	要介護3		
要介護3		→	要介護4		
要介護4	→	要介護5			
要介護5					

※現在の認定期間が終了し、更新申請することにより新しい区分で認定されます。

また、経過的要介護の認定を受けている方も、更新申請により新しい区分となります。

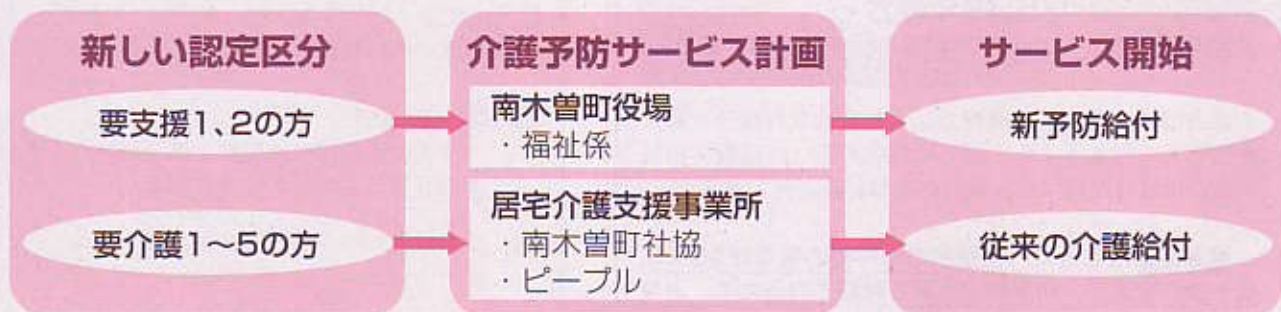
※保険者（木曾広域連合）による、介護認定審査会という医師等が集まった会議で認定区分が判定されます。

## ③サービスを受けるには!

本人の希望を尊重し作成される介護予防サービス計画に基づいて、サービスが提供されます。

改正介護保険法の規定により要支援1、要支援2と認定された方は、役場福祉係で計画を作成することになります。

このため、社会福祉協議会等から役場福祉係に計画作成業務が移る方がいますので、ご理解ご協力をお願いします。

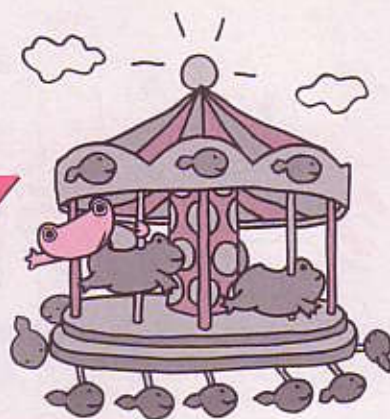


※役場福祉係で作成する介護予防サービス計画業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

# お知らせ

## が追加されました!

シリーズ介護保険 vol.6



### ④心身の状態により利用できるサービスが決まります

個々の心身の状態にあったサービスを選択することで、効率よく介護予防ができると考えられています。このため、改正介護保険法では心身の状態によってサービスが異なってきますので、ご了承ください。

#### 心身の状態等

#### 通所先の例

##### 一般高齢者

(65歳以上の高齢者です。特定高齢者や要支援、要介護認定を受けている方も含まれます)

公民館などで行う高齢者いきいき教室などに参加できます。

##### 特定高齢者

(要支援、要介護認定を受ける必要はないが積極的に介護予防が必要な人)

公民館で行う機能訓練に参加出来ませんが、デイサービスに通うことは出来ません。

##### 要支援1 要支援2

デイサービスへ通い、レクリエーションや食事・入浴ができますが、公民館で行う機能訓練には参加出来なくなります。

##### 要介護1から要介護5

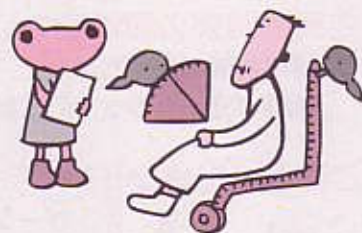
デイサービスに通うなど、従来どおりのサービスを受けることができますが、公民館で行う機能訓練には参加できなくなります。

※本人の申請により、要支援や要介護認定を取り下げることが出来ます。

### ⑤福祉用具貸与が見直されます

介護保険法が改正され、要支援1、要支援2及び要介護1の認定を受けている方は、10月から車イスやベッド等の給付が受けられなくなります。継続して利用を希望される方は、全額個人負担により利用していただきます。(レンタル業者の単独サービスなどがあります)

心身の状態により、給付を受けられる場合がありますので、担当ケアマネージャー又は役場福祉係にご相談ください。



#### 相談してください!

10月以降、新しく始まるサービスや、見直しされるサービスがたくさんあります。ご不明な点などは、お気軽に福祉係(☎0264-57-2001)へご相談ください。

